

公益社団法人静岡県薬剤師会育児・介護休業等 に関する規程

平成 24 年 4 月 12 日 制定

平成 29 年 1 月 12 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 12 月 11 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）就業規程第 15 条第 2 項により、育児・介護休業等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(育児休業)

第 2 条 この規程は、育児のために休業することを希望する職員であつて、1 歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により育児休業をすることができる。

2 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が 1 歳 2 か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が 1 年を限度として、育児休業をすることができる。

3 次のいずれにも該当する職員は、子が 1 歳 6 か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の 1 歳の誕生日に限るものとする。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の 1 歳の誕生日の前日に育児休業をしている

(2) 次のいずれかの事情がある

ア 保育所等に入所を希望しているが入所できない場合

イ 職員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1 歳以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

4 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日の 1 か月前（前項に基づく 1 歳を超える休業の場合は 2 週間前）までに、育児休業申出書を県薬に提出することにより申し出るものとする。

5 育児休業申出書が提出されたときは、県薬は速やかに当該育児休業申出書を提出した職員に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

(出生時育児休業（産後パパ育休）)

第 3 条 育児のために休業することを希望する職員であつて、産後休業をしておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8 週間以内の子と同居し、養育する者は、申出により 4 週間（28 日）以内の期間の出生時育児休業をすることができる。

2 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として、出生時育児休業を開始しようとする日の 2 週間前までに、出生時育児休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出る

ものとする。

- 3 1に基づく申出は、当該子1人につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。
- 4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、県薬は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

(介護休業)

第4条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申出により介護を必要とする家族1人につき、通算93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。

- 2 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫

- 3 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を県薬に提出することにより申し出るものとする。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、県薬は速やかに当該介護休業申出書を提出した職員に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(子の看護等休暇)

第5条 小学校3年生修了までの子を養育する職員は、次に定める当該子の世話等のために、就業規程第12条に規定する年次休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇等を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 一 負傷し、又は疾病にかかった子の世話
- 二 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること
- 三 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話
- 四 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加

- 2 子の看護休暇は、1時間単位で取得することができる。

(介護休暇)

第6条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、就業規程第12条に規定する年次休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 介護休暇は、1時間単位で取得することができる。

(育児・介護のための所定外労働の制限)

第7条 小学校就学前の子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書を県薬に提出するものとする。

(育児・介護のための時間外労働の制限)

第8条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規程第10条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、採用1年未満の職員は育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を申し出ることができない。

3 請求しようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を県薬に提出するものとする。

(育児・介護のための深夜業の制限)

第9条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に労働させることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は深夜業の制限を申し出ることができない。

(1) 採用1年未満の職員

(2) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

ア 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること

イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること

ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること

3 請求しようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を県薬に提出するものとする。

(育児短時間勤務)

第10条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、就業規程第6条の勤務時間について、以下のように変更することができる。

勤務時間を午前9時から午後4時まで(うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。)の6時間とする(1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。)

2 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として短縮開始予定日の1か月前までに、短時間勤務申出書により県薬に申し出なければならない。

(柔軟な働き方を実現するための措置)

第11条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(対象職員)は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して受けることができる。

- (1) 養育両立支援休暇
- (2) 短時間勤務制度

2 1の(1)に定める養育両立支援休暇の措置内容については、次のとおりとする。

- (1) 対象職員は、子の養育を行うために、就業規程第12条に規定する年次有給休暇とは別に、1年間につき10日を限度として、養育両立支援休暇を取得することができる。
この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- (2) 養育両立支援休暇は、1時間単位で取得することができる。

3 1の(2)に定める短時間勤務制度の措置内容については、次のとおりとする。

- (1) 対象職員は、子の養育を行うために、就業規程第6条の勤務時間について、以下のように変更することができる。

勤務時間を午前9時から午後4時まで(うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。)の6時間とする。

(介護短時間勤務)

第12条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、就業規程第6条の勤務時間について、以下のように変更することができる。

勤務時間を午前9時から午後4時まで(うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。)の6時間とする。

2 介護のための短時間勤務をしようとする者は、利用開始の日から3年間で2回までの

範囲内で、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として短縮開始予定日の2週間前までに、短時間勤務申出書により県薬に申し出なければならぬ。

(給与等の取扱い)

第13条 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。

(1) 育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下同じ。）をした期間については、支給しない。

(2) 第5条・第6条及び第11条第1項第1号の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする。

(3) 第9条、第10条・第11条第1項第2号及び第12条の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。

2 期末勤勉手当については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。また、その算定対象期間に第10条・第11条第1項第2号及び第12条の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する期末手当は、支給しない。第5条から第9条及び第11条第1項第1号の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。

3 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。第5条から第12条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。

4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。また、第5条から第12条の制度の適用を受けた日又は期間は、通常の勤務をしているものとみなす。

5 年次休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(育児休業等に関するハラスメントの防止)

第14条 すべての職員は第2条から第12条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、就業規程第43条及び第44条に基づき、厳正に対処する。

(法令との関係)

第15条 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務・柔軟な働き方を実現するための措置並びに介護短時間勤務に関しては、この規程に定めるもののほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令

の定めるところによる。

(委任)

第16条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第17条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人静岡県薬剤師会育児休業及び育児短時間勤務に関する規程(平成6年3月10日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年1月12日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月11日から施行し、令和7年10月1日から適用する。